

真室川町 D X 推進計画

【第 1.0 版】

令和 7 年 4 月

真室川町

目次

第1章 DX推進計画策定にあたって	3
1-1. 計画作成の趣旨	3
1-2. 計画の位置づけ	3
1-3. 計画の期間	4
第2章 デジタル化に関する動向	5
2-1. 社会の動向	5
2-2. 国の動向	6
2-3. 県の動向	7
第3章 真室川町の現状と課題	8
3-1. これまでの取り組み	8
3-2. 真室川町の現状	9
3-2-1. マイナンバーカード交付率及び申請率	9
3-2-2. オンライン申請可能手続き数	9
3-2-3. 全申請数に対するオンライン申請数の割合	11
3-2-4. 庁内業務の状況	13
3-2-5. 地域の状況	13
3-3. 真室川町の課題	16
3-3-1. 行政手続きの利便性に関する課題	16
3-3-2. 行政内部の業務に関する課題	16
3-3-3. 地域産業に関する課題	16
第4章 基本理念と基本方針	17
4-1. 計画の方向性	17
4-2. 基本理念	17
4-3. 基本方針と施策体系	18

第 5 章 取組事項.....	19
5-1. 町民の利便性向上	19
5-1-1. フロントヤード改革の推進.....	19
5-1-2. 自治体情報システムの標準化・共通化	20
5-1-3. 公金収納における eLTAX の活用	20
5-1-4. マイナンバーカードの普及促進・利用の推進.....	21
5-1-5. セキュリティ対策の徹底.....	21
5-2. 業務効率化.....	22
5-2-1. AI・RPA の利用推進	22
5-2-2. ペーパーレス化の推進	22
5-2-3. データ整理・連携の推進.....	22
5-2-4. テレワークの推進	22
5-3. 地域全体のデジタル化	24
5-3-1. 地域社会のデジタル化	24
5-3-2. デジタルデバイド対策	24
5-3-3. アナログ規制の見直し	24
5-3-4. オープンデータの推進	24
第 6 章 推進体制.....	26
6-1. 推進体制	26
6-2. 運用方法	26
用語集	27

第1章 DX推進計画策定にあたって

1-1. 計画作成の趣旨

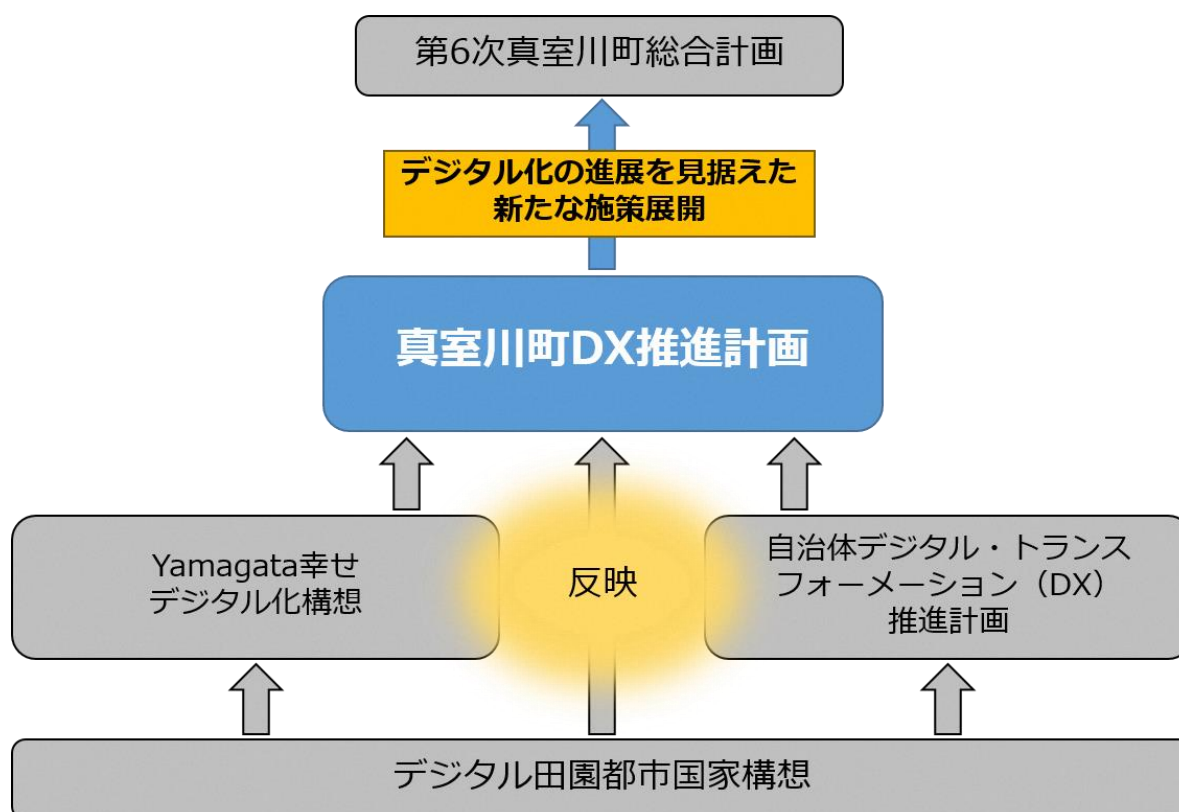
真室川町では2021（令和3）年3月に「第6次真室川町総合計画」を策定し、まちの将来像を「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」と定め、まちづくりに取り組んできました。

この間、インターネットやスマートフォン等情報機器の普及が進み、会議や交流がオンラインで行われるなど、私たちの価値観やライフスタイルは大きく変化しています。また、人口減少社会の進行を背景とした労働力不足、社会情勢の変化に伴う町民ニーズの多様化、行政手続の利便性に関する課題に対応するためには、これまで行ってきたIT・IoTなどのデジタル化にとどまらず、社会・産業・生活のあり方を根本から変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」の取り組みが求められています。さらに、データを活用した政策立案に取り組み、行政や地域全体にDXを加速させることにより、町民の満足度を高める必要があります。

こうした課題を解決するために、今後のデジタル技術の進展を見据え、まちの将来像を実現させるための新たな施策展開の方向性を示すものとして「真室川町DX推進計画」を策定します。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は「第6次真室川町総合計画」を最上位計画とし、その将来像である「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」の実現に向けて、国が策定した「デジタル田園都市国家構想」、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や、県が策定した「Yamagata 幸せデジタル化構想」を基に本町の取り組み内容を示すものです。



1-3. 計画の期間

本計画の対象期間は、第6次真室川町総合計画及び自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略との整合性を図り、2025（令和7）年4月から2030（令和12）年3月までとします。

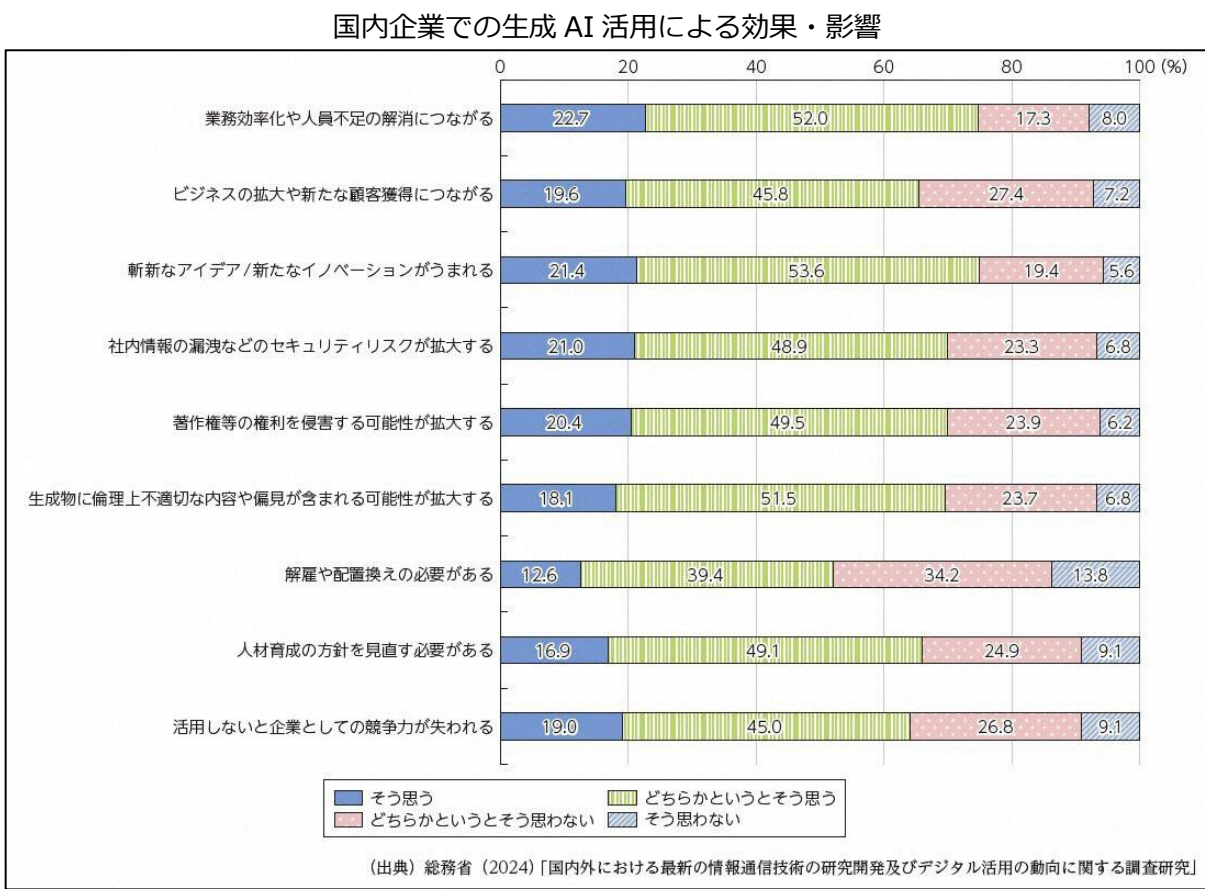
なお、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画内容の見直しを行います。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第6次真室川町 総合計画								
真室川町 DX推進計画			 5年間					
自治体DX 推進計画								
デジタル田園 都市国家構想 総合戦略								

第 2 章 デジタル化に関する動向

2-1. 社会の動向

国が作成した「令和 6 年版情報通信白書」によれば、スマートフォン等情報通信機器の普及に加えて、AI やメタバース、ロボティクス、自動運転といったデジタル技術が急速に発展し、私たちの生活を大きく変えていることが示されています。そして、このようなデジタルサービスの活用によって、業務効率化や作業迅速化、町民からの情報収集、情報発信、地理的制約に捉われない働き方の実現が可能となり、生産年齢人口の減少による労働力不足への対策といった町の課題解決や地域活性化においても重要な役割として期待されています。



出典：総務省「令和 6 年版情報通信白書」

2-2. 国の動向

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が2020（令和2）年12月に閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されました。

また、2023（令和5）年6月には、デジタル社会形成基本法第37条第1項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、本重点計画においても、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられています。

さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、デジタル社会の実現に向けた戦略・施策の一つとして、「デジタル田園都市国家構想の実現」が掲げられています。「デジタル田園都市国家構想」では、暮らす場所、年齢、性別にかかわらずあらゆる国民が、それぞれのライフスタイルやニーズに合ったゆとりと安心を兼ね備えた心豊かな暮らしを営むことができ、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じてデジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

2024（令和6）年4月には「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第3.0版】」が改訂版として打ち出され、デジタル社会の構築に向けた取り組みを全自治体において着実に進めるべく、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化しています。

自治体DX推進計画等の概要

- 「デジタル・ガバメント実行計画」策定（令和2年12月）以降、自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手引き、参考事例集等を取りまとめ、自治体の取組を後押し（計画期間：令和3年1月～令和8年3月）。
- 令和5年度においても、フロントヤード改革や都道府県と市区町村との連携による推進体制の構築に係る取組等、適宜計画等に反映。

自治体DX推進計画（2020.12.25策定、2024.4.24改定）

■自治体におけるDXの推進体制の構築

- ① 組織体制の整備 ② デジタル人材の確保・育成
- ③ 計画的な取組 ④ 都道府県による市区町村支援

■重点取組事項

- ① 自治体フロントヤード改革の推進
・ 各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を実現
- ② 自治体情報システムの標準化・共通化
・ 2025年度までに基幹系20業務システムを標準準拠システムへ移行
- ③ 公金収納におけるeLTAXの活用
- ④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ⑤ セキュリティ対策の徹底
- ⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進、⑦ テレワークの推進

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項

- ① デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- ② デジタルバйд対策
- ③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7.7策定）

■自治体DX全体手順書（2024.4.24改定）

- ・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成 ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備 ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書

（2023.9.29改定）

- ・ 自治体情報システム標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書

（2024.4.24改定）

- ・ 自治体の行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

■自治体DX推進参考事例集（2024.4.24改定）

- ・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12.28策定、2022.9.4改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

出典：総務省「自治体DX推進計画等の概要」

県においては、デジタル田園都市国家構想の策定に先駆けて、「Yamagata 幸せデジタル化構想」を2021（令和3）年3月に策定し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる、いわば誰一人取り残さない社会づくりをはじめとした、県民の「幸せ」を中心としたデジタル化の理念を取り決めています。また、その「幸せデジタル化」に向けて、分野に縛られないデジタル技術の活用や高度な技術開発を県全体に広く浸透させるべく、アクションの方向性を定めており、地域社会のデジタル化だけでなく、行政のデジタル化などもアクションとして含められています。

『Yamagata 幸せデジタル化 構想』改訂版の概要

令和4年10月25日
まいい企画創造部

幸せデジタル化構想について（令和3年3月策定）

「Yamagata 幸せデジタル化構想」は、県民の皆様が幸せに暮らせる社会の構築を目指し、デジタル技術の活用により「Well-being（心豊かな暮らし）」を実現するという、「デジタル田園都市国家構想」の考え方に先駆け、令和3年3月に策定したものの。

改訂の背景

令和4年6月、デジタルによる地方活性化を目指す政府方針である「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定されたことや、日進月歩のデジタル化に関する最新動向を踏まえ、本県のデジタル化施策を一層推進するため、改訂するもの。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）

【基本的な考え方】
～「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して～

デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現することで、地方活性化を加速し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。

【構想実現に向けた取組方針】

- 1 デジタルの力を活用した地方の社会課題解決
 - ① 地方に仕事を つくる
 - ② 人の流れをつくる
 - ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④ 魅力的な地域をつくる
- 2 デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備
- 3 デジタル人材の育成・確保
- 4 誰一人取り残されないための取組

幸せデジタル化に向けたアクションの方向性

防災、環境、子育て、福祉、産業、観光、農林水産、建設、教育など、あらゆる分野において、既存にあるデジタル技術の活用や高度な技術開発に努め、県内に広く浸透させる。

デジタル化による暮らしやすい地域づくり

デジタル技術の活用により、子どもから高齢者まで、県民が幸せを実感できる暮らしやすい魅力的な地域づくりに取り組む

＜へんろくを促進し、つくるオンラインはば＞

① 県民の暮らし・仕事に
のびやかなる環境
の整備により、県民の
生活の利便性・安心感
の向上を図る



＜地域連携＞「カード・ま」>
「デジタル」から得られる
様々なデータ等の分析を通じ
施策の推進・改善の促進



デジタル技術を活用した産業の高付加価値化

農林水産業、ものづくり産業、観光といった本県の基幹産業分野を中心に、デジタル技術を活用した生産性の向上や高付加価値化に取り組む

＜「農業」分野でのデジタル化＞

① 農産物の生産・加工・流通
の効率化を図る
② 農産物の品質・安全
の向上を図る
③ 農産物の販売・流通
の効率化を図る



＜「ものづくり」分野でのデジタル化＞

① 生産工程の効率化
② 生産工程の透明化
③ 生産工程の最適化



＜「観光」分野でのデジタル化＞

① 観光客の誘致
② 観光客の滞在時間の延長
③ 観光客の満足度の向上

デジタル社会における多様な働き方・暮らしの実現

多様な働き方・暮らし方を実現し、地方への人の流れを加速することで若者・女性をはじめとする未来のやまがたをつくる人材を確保する

＜「ワークライフバランス」の推進＞

① ワークライフバランスの推進
② ワークライフバランスの推進
③ ワークライフバランスの推進



＜「子育て」分野でのデジタル化＞

① 子育て支援の充実
② 子育て支援の充実
③ 子育て支援の充実



＜「高齢者」分野でのデジタル化＞

① 高齢者の生活の充実
② 高齢者の生活の充実
③ 高齢者の生活の充実

行政のデジタル化の着実な推進

デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性向上や行政の効率化・高度化を進める

＜「オンライン化」の推進＞

① オンライン化の推進
② オンライン化の推進
③ オンライン化の推進



＜「デジタル技術」の活用＞

① デジタル技術の活用
② デジタル技術の活用
③ デジタル技術の活用



＜「デジタル技術」の活用＞

① デジタル技術の活用
② デジタル技術の活用
③ デジタル技術の活用

幸せデジタル化の理念

- 子どもから高齢者まで、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる。県民の「幸せ」を中心に据えたデジタル化を目指す。誰一人取り残さない(Leave No One Behind)包摂的な社会づくりを基本とする。
- 国内外の最新の動きを常に取り込むとともに、最先端の技術開発に取り組み、デジタル技術の強みを伸ばせる社会・ビジネス環境の整備を行う。
- 既存の技術・ツールを活用して実現すべき目標を達成するとともに、「アナログ」と「デジタル」、「リアル」と「バーチャル」のそれぞれの良さを柔軟に組み合わせながら県民の幸せの最大化に取り組む。

デジタル人材の育成・確保

県全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を促すため、デジタル人材の育成や県内外のフリーランス人材・副業人材の活用を進める

＜「デジタル人材」の育成＞

① デジタル人材の育成
② デジタル人材の育成
③ デジタル人材の育成



＜「フリーランス人材」の活用＞

① フリーランス人材の活用
② フリーランス人材の活用
③ フリーランス人材の活用



＜「副業人材」の活用＞

① 副業人材の活用
② 副業人材の活用
③ 副業人材の活用

7

第3章 真室川町の現状と課題

3-1. これまでの取り組み

これまで真室川町においては、「第6次真室川町総合計画」における「政策 10. 住環境の質の向上」に関連する施策の一つとして、「デジタル化の推進」に取り組んできました。

2022（令和4）年には行政サービスのデジタル化の一つとして、住民票などの証明書を全国のコンビニエンスストアで取得できるようにし、町民の利便性向上を図りました。

また、2023（令和5）年10月には地域のデジタル化の一つとして、デジタル方式の防災行政無線システムの運用を開始し、希望する世帯及び事業所に設置した戸別受信機で災害時の緊急なお知らせを確実に受信できるようにしました。

そして、2024（令和6）年5月には本町において、IT・IoTなどのデジタル化の推進にとどまらない、全体的なDXを推進する組織として真室川町DX研究チームを設置するとともに、総務省の令和6年度地域デジタル基盤活用推進事業に参画し、行政サービスや地域社会のDX化だけでなく行政内部のDX化についても検討を行ってきました。

このほか「政策 7. 学校教育の充実」では、教育現場におけるICT環境の整備・活用・充実によって、子ども自身の将来を考える力の育成を図っており、文部科学省の取り組みとして2019（令和元）年に開始されたGIGAスクール構想のもと、町内小中学校の児童・生徒、教職員に対し1人1台の端末と高速ネットワークを整備してきました。

3-2. 真室川町の現状

3-2-1. マイナンバーカード交付率及び申請率

本町におけるマイナンバーカード交付率は、山形県全体と比べると 1.43 ポイント高く、全国と比べると 4.57 ポイント高くなっています。

また、本町におけるマイナンバーカード申請率は、山形県全体と比べると 2.61 ポイント高く、全国と比べると 4.14 ポイント高くなっています。

マイナンバーカード交付率及び申請率（令和 6 年 9 月末時点）[単位：％]

	町	山形県	全国
交付率	86.21	84.78	81.64
申請率	96.39	93.78	92.25

出典：「令和 6 年 10 月 10 日付け事務連絡」

3-2-2. オンライン申請可能手続き数

(a) 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き

2024（令和 6）年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、58 件の手続きが「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」とされています。本町では、手続き自体が存在しない 10 件を除く全 48 件のうち、オンライン化している手続きは 33 件であり、その割合は 68.8%となっています。

分類別に見ると、表中の番号 1 から 22 の手続きについては、「処理件数が多く、オンライン化の推進による町民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続」とされ、手続き自体が存在しない 10 件を除く全 12 件のうち、オンライン化している手続きは 4 件であり、その割合は 33.3%となっています。

また、表中の番号 23 から 58 の手続きについては、「町民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続」とされ、全 36 件のうちオンライン化している手続きは 30 件であり、その割合は 83.3%となっています。

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化状況
(令和7年3月末時点)

番号	手続き名	オンライン化状況
1	図書館の図書貸出予約等	済
2	文化・スポーツ施設等の利用予約	未
3	研修・講習・各種イベント等の申込	済
4	地方税申告手続（eLTAX）	済
5	自動車税環境性能割の申告納付	手続なし
6	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	手続なし
7	自動車税住所変更届等	手続なし
8	水道使用開始届等	未
9	港湾関係手続	手続なし
10	道路占用許可申請等	未
11	道路使用許可の申請	手続なし
12	駐車場の許可の申請	手続なし
13	建築確認	手続なし
14	粗大ごみ収集の申込	未
15	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告	手続なし
16	犬の登録申請、死亡届	未
17	感染症調査報告	手続なし
18	職員採用試験申込	未
19	入札参加資格審査申請等	済
20	入札	未
21	衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求	未
22	消防法令における申請・届出等	手続なし
23	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	済
24	児童手当等の額の改定の請求及び届出	済
25	氏名変更／住所変更等の届出	済
26	受給事由消滅の届出	済
27	未支払の児童手当等の請求	済
28	児童手当等に係る寄附の申出	済
29	児童手当等に係る寄附変更等の申出	済
30	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	済
31	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	済
32	児童手当等の現況届	済
33	支給認定の申請	済
34	保育施設等の利用申込	済
35	保育施設等の現況届	済
36	児童扶養手当の現況届（事前送信）	済
37	妊娠の届出	済
38	要介護・要支援認定の申請	済

39	要介護・要支援更新認定の申請	済
40	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	済
41	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	済
42	介護保険負担割合証の再交付申請	済
43	被保険者証の再交付申請	済
44	高額介護（予防）サービス費の支給申請	済
45	介護保険負担限度額認定申請	済
46	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	済
47	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	済
48	住所移転後の要介護・要支援認定申請	済
49	罹災証明書の発行申請	済
50	応急仮設住宅の入居申請	未
51	応急修理の実施申請	未
52	障害物除去の実施申請	未
53	災害弔慰金の支給申請	未
54	災害障害見舞金の支給申請	未
55	災害援護資金の貸付申請	未
56	被災者生活再建支援金の支給申請	未
57	転出届	済
58	転入予約	済

出典：「企画課調べ」

（b）町独自のオンライン申請可能手続き数

本町が独自に実施している事業において、2024（令和6）年9月末時点では、3件の手続きでオンライン申請が可能となっています。

- ・大学生等への食の支援事業申請
- ・真室川駅利用促進事業申請
- ・空き家バンク利用申請

3-2-3. 全申請数に対するオンライン申請数の割合

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのうち、本町で既にオンライン化している手続きについて、全申請数に対するオンライン申請数の割合は23.3%となっています。最もオンライン申請率が高い手続きは転入予約で、38.5%となっているのに対し、最もオンライン申請率が低い手続きはデジタル庁が提供するぴったりサービスのもの（表中の番号4から30）で、オンライン申請が0件でした。

オンライン申請が可能な手続きのオンライン申請率（令和５年度実績）〔単位：件〕

番号	手続き名	全申請数	オンライン申請数	オンライン申請率
1	図書館の図書貸出予約等	124	15	12.1%
2	研修・講習・各種イベント等の申込	-	-	-
3	地方税申告手続（eLTAX）	9,365	2,489	26.6%
4	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	17	0	0%
5	児童手当等の額の改定の請求及び届出	14	0	0%
6	氏名変更／住所変更等の届出	4	0	0%
7	受給事由消滅の届出	12	0	0%
8	未支払の児童手当等の請求	0	0	-
9	児童手当等に係る寄附の申出	0	0	-
10	児童手当等に係る寄附変更等の申出	0	0	-
11	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	1	0	0%
12	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	1	0	0%
13	児童手当等の現況届	0	0	-
14	支給認定の申請	33	0	0%
15	保育施設等の利用申込	41	0	0%
16	保育施設等の現況届	116	0	0%
17	児童扶養手当の現況届（事前送信）	65	0	0%
18	妊娠の届出	21	0	0%
19	要介護・要支援認定の申請	129	0	0%
20	要介護・要支援更新認定の申請	363	0	0%
21	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	47	0	0%
22	居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	120	0	0%
23	介護保険負担割合証の再交付申請	3	0	0%
24	被保険者証の再交付申請	12	0	0%
25	高額介護（予防）サービス費の支給申請	129	0	0%
26	介護保険負担限度額認定申請	51	0	0%
27	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請	41	0	0%
28	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請	34	0	0%
29	住所移転後の要介護・要支援認定申請	-	0	-
30	罹災証明書の発行申請	0	0	-
31	転出届	147	14	9.5%
32	転入予約	109	42	38.5%
	合計	10,999	2,560	23.3%

出典：「企画課調べ」 ※表中の「-」は、申請数を把握していない又は計算ができないことを表しています。

3-2-4. 庁内業務の状況

2024（令和6）年6月から7月にかけて庁内の全ての係を対象に、真室川町DX研究チーム及び令和6年度デジタル基盤活用推進事業伴走支援者が共同で「DX推進に係る課題把握ヒアリング」を実施しました。その結果、96件の業務について改善の必要性があることが分かりました。

業務改善事項一覧〔単位：件〕

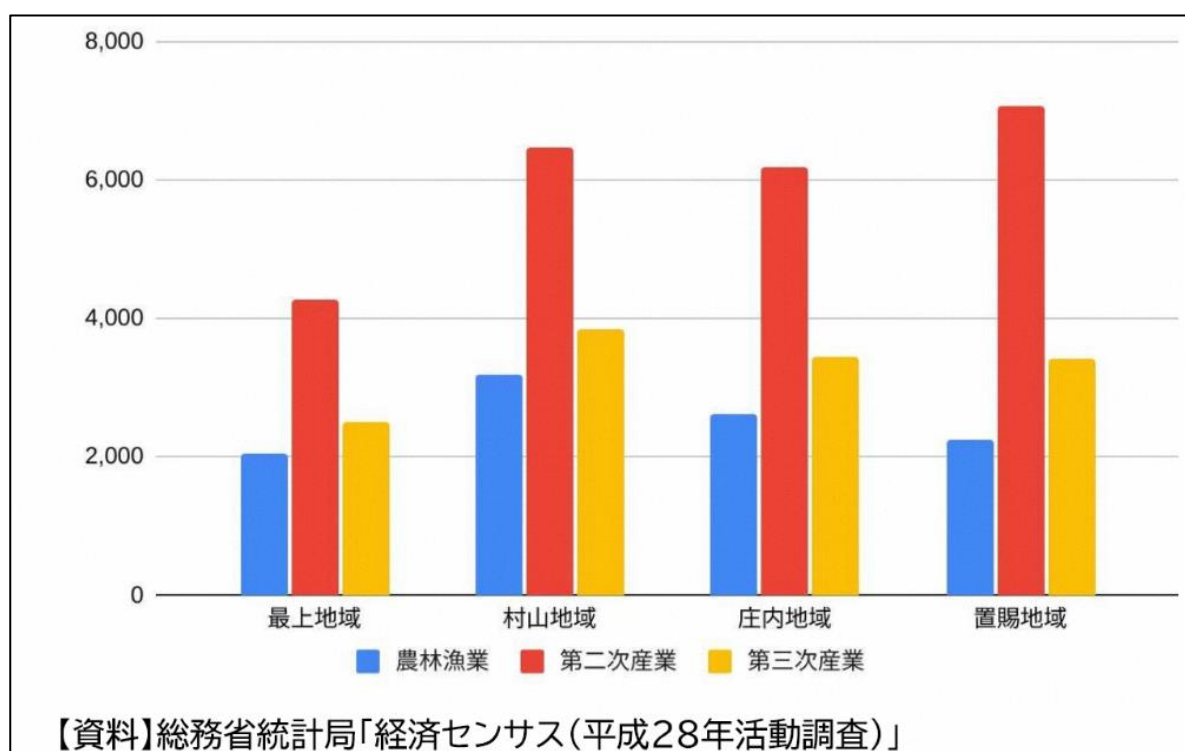
業務分類	件数	主な業務内容
文書・データ管理	18	文書の収受、文書決裁、台帳管理
会計管理	16	伝票処理、財務書類作成、会計室業務全般
議事録作成	12	議事録作成、会議録作成
申請手続き	12	行政手続き、補助金申請、施設予約、健診予約変更
資料作成	9	起案文作成、報告書作成、予算・決算・事業評価資料作成
勤怠管理	6	出勤簿集計、休暇・時間外集計
文書送付	6	文書郵送、工事関係書類のやり取り
システム環境整備	5	仮想デスクトップ環境の動作改善、庁舎外でのソフト使用
現場確認	4	農地確認、鳥獣確認
業務管理	3	報告・連絡・相談、スケジュール管理
施設管理	2	施設監視、除雪
情報発信	1	ホームページやSNSへの掲載
町民相談	1	守秘性の高い個別相談
データ分析	1	統計分析
合計	96	

出典：「真室川町DX研究チーム調べ」

3-2-5. 地域の状況

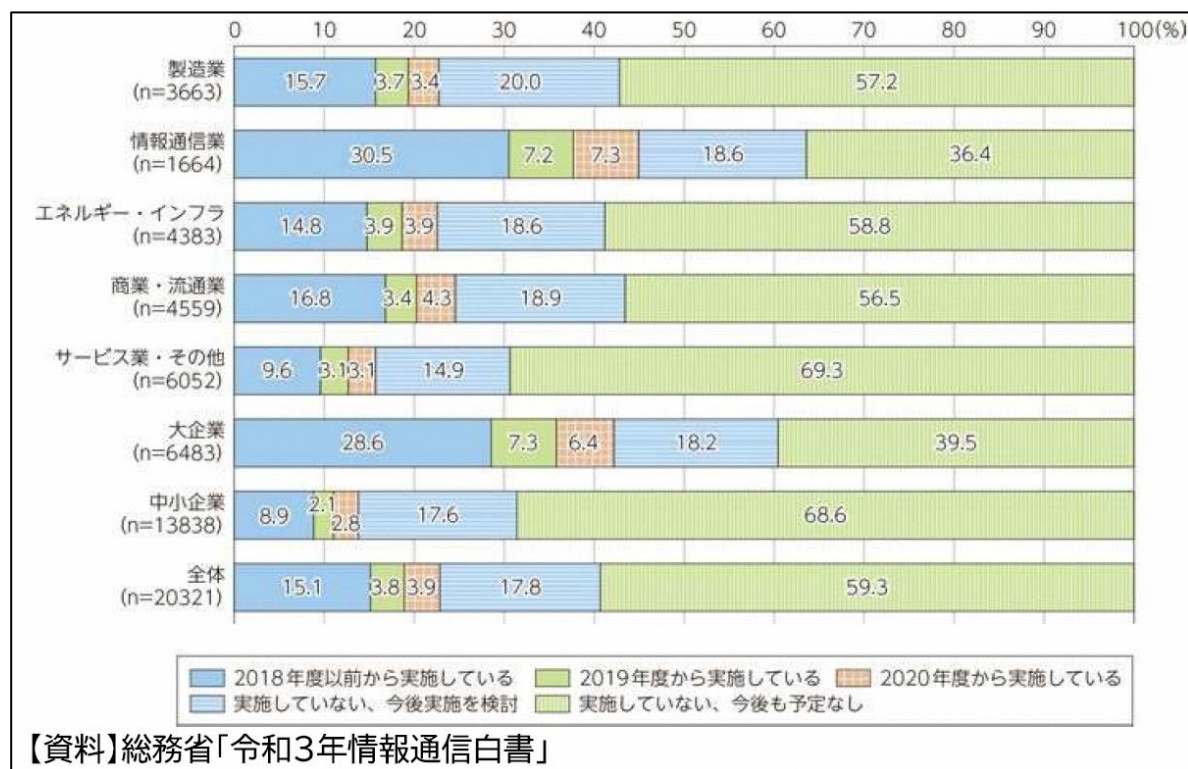
2024（令和6）年3月に発行された「最上地域政策研究所第6期（令和4-5年度）研究成果報告書」では、本町を含む最上地域の様々な分野における現状を調査しています。特に産業分野においては、最上地域の付加価値額が他地域と比べて全ての分類で最も低いことを明らかにし、その背景として中小企業におけるDXが進んでいないことや、事業所新設率が低いことを挙げています。

1 事業所あたりの産業別付加価値額



出典：最上地域政策研究所「第6期（令和4-5年度）研究結果報告書」

企業のDX取組状況



出典：最上地域政策研究所「第6期（令和4-5年度）研究結果報告書」

最上地域の事業所の新設率

	総数	うち存続	うち新設	新設事業所割合
全国	5,156,063	3,905,053	1,125,010	24.3%
山形県	52,141	42,904	9,237	17.7%
最上地域	3,664	3,123	541	14.8%
【資料】総務省統計局「経済センサス(令和3年活動調査)」				

出典：最上地域政策研究所「第6期（令和4-5年度）研究結果報告書」

3-3. 真室川町の課題

3-3-1. 行政手続きの利便性に関する課題

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画【第 3.0 版】」において、行政と町民の接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要があるとしています。本町では、処理件数が多いと考えられる手続きや町独自事業に対する申請手続きのオンライン化が進んでおらず、主に郵送や役場窓口で受付を行っています。郵送では手続きが完了するまでに時間を要することや、役場窓口での受付では時間や場所が限られていること、所定の申請様式に記入しなければならないことなどが利便性に欠けると考えられます。

また、国では「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」において、デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の一つとしてデジタル基盤整備を掲げており、マイナンバーカードの普及促進・利用拡大を図るとしています。本町では、全国平均に比べてマイナンバーカードが普及している一方で、マイナンバーカードを利用したサービスは、ぴったりサービスを含むマイナポータル上の手続きと、諸証明書のコンビニ交付サービスの 2 つに留まっており、整備が進んでいるデジタル基盤を活かせていないと考えられます。加えて、令和 5 年度には町民によるぴったりサービスの利用がなされていないことから、オンライン手続きに関する周知も不足していると考えられます。

3-3-2. 行政内部の業務に関する課題

ＤＸ推進に係る課題把握ヒアリングの結果から、業務の負担となっている要因は大きく分けて、事務処理の基本が紙ベースであること、庁舎内のデータ連携がなされていないこと、人の視聴覚や経験に依存することの 3 つがあると考えられます。

紙ベースであることにより、紙からエクセルへ手打ちの作業が発生したり、出張先で決裁などの業務ができなかったりすることが業務課題となっています。

また、庁舎内のデータ連携がされていないことにより、データを見つける作業が発生したり、エクセルからエクセルへの転記作業が発生したり、似たような調査について何度も資料をつくらなければならないことが業務課題となっています。

そして、人の視聴覚や経験に依存することにより、判断に時間を要したり、経験年数によって差が出たりすることが業務課題となっています。

このように、効率的な業務対応ができない環境にあることから、より良い行政サービスの考案にうまく時間を配分することができない状況であると考えられます。

3-3-3. 地域産業に関する課題

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）において、デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の一つとしてデジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上を掲げています。本町では事業所の新設が少なく、サテライトオフィスの進出もなされないため、町に新しい情報や技術、アイデアが入って来ず、デジタルを活用した新たな商品やサービス、即ちイノベーションが生まれにくい環境であると考えられます。また、中小企業のＤＸも進んでいないこともイノベーションが生まれにくい要因となっていると考えられます。

第4章 基本理念と基本方針

4-1. 計画の方向性

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）推進計画」では、自治体におけるD Xの取り組みとして、(a) 自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、(b) デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。併せて、デジタル社会の実現に向けた取り組みとして、(c) 自治体それぞれの地域課題に応じたデジタル実装の取り組みも求められています。

また、第6次真室川町総合計画では、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に貢献していくとしています。

本計画では、SDGsに沿った視点で、自治体D X推進計画における(a)から(c)までの取り組みを実施して前章で述べた課題を解決し、第6次真室川町総合計画に定めるまちの将来像である「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」の実現を目指します。

4-2. 基本理念

真室川町D X推進計画における基本理念を次のとおり定めます。

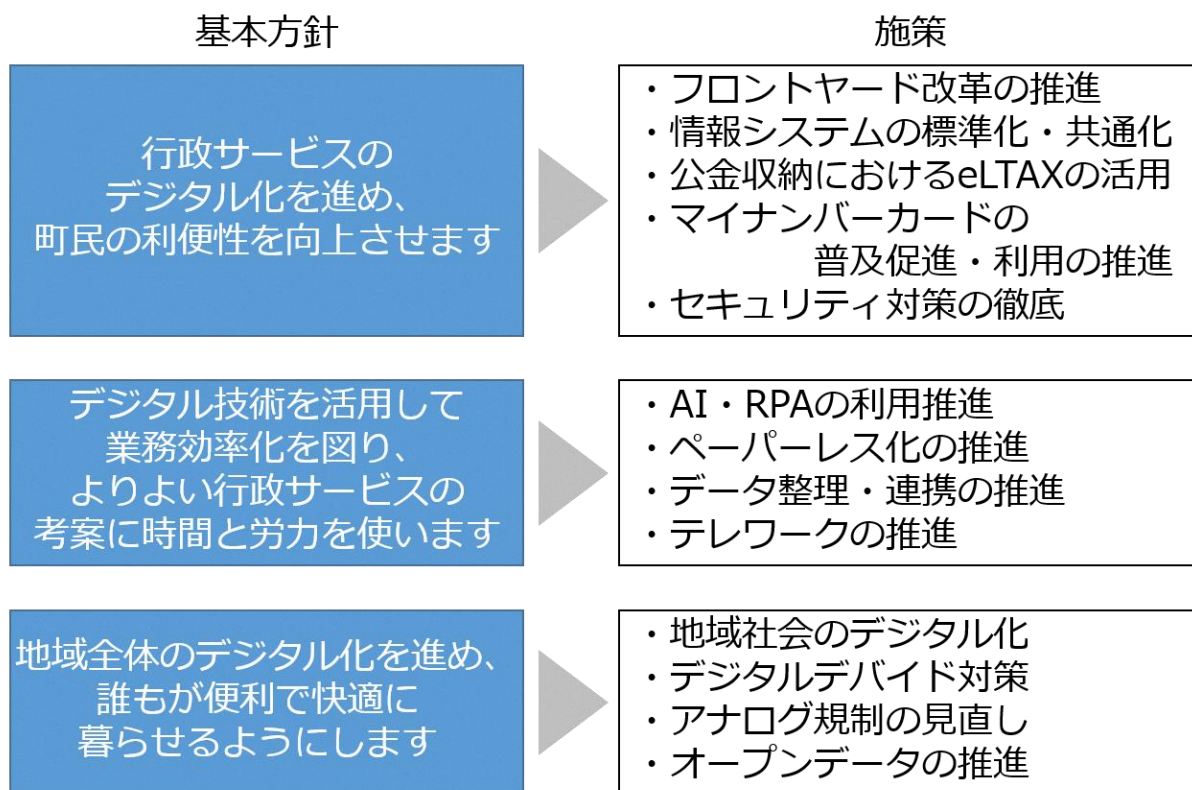
「D Xで幸せが広がる真室川」

デジタル技術を用いた構造改革（D X）により、町民が生活時間や場所（ライフスタイル）を問わず様々なサービスを受けられるようになるとともに、行政手続きにかかる時間も短縮され、これまで以上に、自分らしい「暮らし」「学び」「仕事」ができるようになります。

町民一人ひとりがデジタルの恩恵を享受し、自分にとっての「生きがい・幸せ」、地域にとっての「生きがい・幸せ」となり、「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」を実現します。

4-3. 基本方針と施策体系

次の3つの基本方針と、その方針に則した13項目の取り組みを推進していきます。



第5章 取組事項

5-1. 町民の利便性向上

5-1-1. フロントヤード改革の推進

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのうち、本町において未だオンライン化されていない16件の手続きについてオンライン化を進めるとともに、町独自の事業についてもオンライン申請を拡大することにより、「行かない窓口」の実現を目指します。これにより、役場窓口に行かなくとも、いつでもどこでもスマートフォンなどから手続きや申請ができるようになります。

一方で、オンラインで手続きができないものや、対面でやり取りをしながら手続きした方がよいものも存在します。このような手続きについては、窓口マイナンバーカードを活用したシステムなどを導入することにより、「書かない窓口」の実現を目指します。これにより、役場などの窓口で申請用紙に記入する手間がなくなるとともに、待ち時間を短縮することができるようになります。また、マイナンバーカードの有無に関わらず、町民と職員との直接の対話が想定される窓口でのやり取りにおいては、従来の手続き方法を継続するとともに、情報伝達を正確にできる音声表示システムを導入することで、聞き直しや言い直し等の負担を減らし、円滑なコミュニケーションを実現します。これらの窓口改革に取り組むことで、町民それぞれのニーズに合った形での窓口サービスの利用へと繋げ、町民の行政サービス利用における利便性向上を図ります。

また、本取組は、基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続きを直接「データ」で対応し、定期的に職員の学習機会を設け、その徹底を図ることで、内部事務の効率化・集約化を同時並行的に進めるものとし、申請処理に係るデータを把握したうえで、業務上の課題を分析し、業務改善に繋げる副次的な効果も見込んでいます。

さらに、業務改善により生まれた人的リソースを、政策の企画立案等の業務へとシフトさせることにより、更により良い住民サービス施策の充実を目指していきます。

5-1-2. 自治体情報システムの標準化・共通化

2021（令和3）年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化対象事務である20業務のうち、本町で稼働している16業務の基幹系システムを国が示す標準仕様に準拠させるとともに、国が整備するガバメントクラウドで稼働させます。これにより、国による町民サービス向上の取り組みを早く普及させることができます。また、本取組はフロントヤード改革等、行政手続のオンライン化に寄与するシステム連携の要件が標準化されるなど、エンドトゥエンドでのオンライン化が広く実現されることで、更に住民の利便性の向上に資することが期待されます。

システム標準化対象事務とシステム導入状況（令和7年3月末時点）

番号	業務名	システム導入状況
1	町民記録	済
2	選挙人名簿管理	済
3	固定資産税	済
4	個人町民税	済
5	法人町民税	済
6	軽自動車税	済
7	就学	業務なし
8	国民年金	済
9	国民健康保険	業務なし
10	後期高齢者医療	済
11	介護保険	済
12	障害者福祉	済
13	生活保護	業務なし
14	健康管理	済
15	児童手当	済
16	児童扶養手当	業務なし
17	子ども・子育て支援	済
18	戸籍	済
19	戸籍附票	済
20	印鑑登録	済

出典：「企画課調べ」

5-1-3. 公金収納における eLTAX の活用

町民や民間事業者による公金納付の利便性向上と、公金収納の事務の効率化・合理化の観点から、一般会計に属する公金並びに公営事業会計に属する公金の一部について、eLTAXを活用した納付を可能にします。これにより、税だけでなく様々な公金についてもキャッシュレス決済が行えるようになり、行政手続きから手数料の決済までオンラインで完結できるようになります。

推進に向けた具体的取組として、eLTAXを活用した納付を可能とする公金の種類の検討や、公金の収納管理を行っているシステム構成の把握、改修内容の検討を進めることとします。

5-1-4. マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

コンビニ交付サービスやびったりサービスなど、マイナンバーカードを利用するサービスについて広報活動を行います。これにより、誰でも好きな時間に証明書の発行や各種手続きができるという認識の定着を図り、マイナンバーカードの利用促進へと繋げていきます。

また、行政サービスにおいてマイナンバーカードを利用するサービスを拡充します。これにより、マイナンバーカード 1 枚で様々な行政サービスを受けられるようになるため、サービス利用時の手続きが簡略化され、町民の行政サービス利用における利便性向上へと繋がります。

具体的には、災害時の避難所における入退所管理や、広域避難先のオンライン登録といった、災害時におけるサービス拡充や、図書館カードとしての活用など、町のニーズに合わせたサービスの検討と拡充を行っていきます。

5-1-5. セキュリティ対策の徹底

本町にとって最適な庁舎ネットワークを構築し、情報セキュリティ対策を徹底します。これにより、安定した町民サービスの提供ができます。

本取組は、自治体情報システムの標準化・共通化の取組を踏まえたガバメントクラウドの活用や、新しい住民サービスの提供などの取り組みと並行して実施されるものであるため、高度化・巧妙化するセキュリティ対策に対応すべく、情報セキュリティ外部監査を実施し、真室川町情報セキュリティポリシーの見直しをその都度実施するものとします。また、真室川町情報セキュリティポリシーの見直し後には、更新されたポリシーの周知を行いつつ、職員へのセキュリティ研修を行い、情報セキュリティ対策を不断に強化し続けるものとします。

5-2. 業務効率化

5-2-1. AI・RPA の利用推進

人の視聴覚や経験に代わり、業務フローの一部をデジタル化して業務効率化を図ります。これにより、少ない職員数でも従来サービスの提供を維持することができます。また、本取組は、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化等、根本的な対応策を検討した上で、更なる業務効率化を見据えて利用を推進することとします。このような推進を経て、業務効率化を図ることで、職員一人当たりの作業負担を減らし、人的資源をより良い行政サービスの考案に活かし、町民サービスの向上に繋げることができます。

推進に向けた具体的取組として、まずは情報システム・業務・デジタル化推進等の視点を取り入れられるような適切な庁内体制を構築し、そのうえで AI・RPA を導入する業務の具体化を図っていきます。業務の具体化を行った後に AI・RPA に必要な機能、期待する効果等、AI・RPA の概要検討を進め、導入すべき AI・RPA の方向性を定めます。具体的なツールが決定された際は、AI・RPA の利用に関する研修を実施して職員のスキル向上を図り、導入後には、効果を検証しつつ、定期的な評価と見直しを行い、常に最適な運用を目指していくこととします。

5-2-2. ペーパーレス化の推進

庁舎において紙ベースで取り扱っている業務や管理簿のデジタル化を推進していきます。これにより、業務フローをデジタルで完結させることができるようになるほか、資料の検索の簡素化や執務室の省スペース化といった形で業務効率化につながることを期待されます。

本取組は、テレワークの推進に合わせて実施を推進するものとし、具体的な取り組みとして、作成されている資料の作成量やプロセスの洗い出しを行いつつ、資料作成方針の見直しを図るとともに、電子化した資料の管理システムの導入や、文書管理における電子決裁システムの導入等を実施し、これまでの業務の在り方について軌道修正を行いつつ、職員の業務負担軽減を図るものとします。

5-2-3. データ整理・連携の推進

庁内で取り扱うデータを一元的に整理したり連携させたりすることを推進していきます。これにより、職員が必要なデータにすぐアクセスできるようになり、業務負担の削減へと繋がります。また、そのデータに基づいたより良い行政サービスの考案ができるようになります。

本取組は、自治体情報システムの標準化・共通化や、オープンデータの推進と並行して進めるものとし、活用するデータ形式を統一して相互運用性を確保するとともに、データ連携方法を検討し、その連携を行う基盤を整えることで、データの利活用を促進し、業務の更なる効率化へと繋げていきます。また、国が提供する e-TAX などのシステムの活用による業務効率化を検討します。

5-2-4. テレワークの推進

職員がどこでも執務室と同じように業務を行うことができるよう、テレワークを推進していきます。本取組は、自治体フロントヤード改革や、情報システムの標準化・共通化による業務見直

し、ペーパーレス化等の進捗に合わせて、対象業務の拡大に取り組むものとしします。推進過程において、これまで「当たり前」と考えられてきた業務の進め方を見直すことで、業務の効率化や生産性の向上を実現し、限られた行政資源をより住民サービスの向上に充てることができると考えられます。また、本取組によって、多様な働き方が可能になるだけでなく、重大な感染症や災害が発生した時でも行政機能を維持することができるようになります。

推進に向けた具体的な取り組みとして、まずはテレワーク推進を全庁的に推進することができるよう、全庁横断的な推進体制を構築し、対象者や対象部門を限定しながら、導入要件の検討を進めて参ります。導入要件の検討段階においては、セキュリティ要件や、コミュニケーションツールの検討、環境の整備といったテレワーク環境構築等を主に検討することとします。テレワーク環境が整い次第、セキュリティ対策やコミュニケーションツールの使い方についての教育といった研修を実施し、対象業務及び対象部門の範囲拡大を目指していきます。

5-3. 地域全体のデジタル化

5-3-1. 地域社会のデジタル化

デジタル田園都市国家構想の実現に向け、産業をはじめとした教育、医療・健康・福祉、環境、交通、防災などの幅広い分野にわたり、デジタル実装の取り組みを行っていきます。これにより、地域住民が様々なサービスを受けられるようになり、生活の利便性を高めることができます。

具体的な取り組みとしては、新たなサービス開発や導入の後押しとなるような、新規企業参入に向けた基盤整備を行いつつ、サテライトオフィスの誘致を行います。また、既存の企業に対してもデジタル人材の育成や資格取得を支援することを通して、デジタル化推進の後押しとし、新たなサービス開発による地域課題の解決を目指していきます。

また、学校教育の現場においては、既存の1人1台端末を適切な時期に更新するなどして必要な環境を整え、端末や情報通信ネットワークなどを活用することにより、最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を実現させるための指導や学習の効率化を図ります。

このほか町立病院においては、外来の案内表示システムの導入や、タブレットを活用した各種同意書等の電子化などにより、患者負担の軽減と院内ワークフローの効率化を図ります。

5-3-2. デジタルデバイド対策

デジタルデバイド（デジタル知見の格差）対策として、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、スマートフォンなどの端末の操作に不安を感じている住民に対する支援を実施します。これにより、年齢間のデジタル知見の格差を是正し、支えあいのネットワークから誰一人として排除されることのない社会の実現へと繋がることが期待されます。

推進に向けた具体的取組として、デジタル活用の不安解消に向けた講習会の実施等を行うとともに、デジタルに関する相談などを受け付けるサービスを行います。

5-3-3. アナログ規制の見直し

人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示などといったアナログ的な手法を前提としているルール（規制）について、国が示す「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】」に基づき、条例、規則等の点検と見直しを実施します。これにより、デジタル技術の活用による現場の人手不足の解消や生産性向上等へつなげることができます。

5-3-4. オープンデータの推進

本町における様々なデータについて、経済の活性化やビジネスでの利用などを目的にオープンデータとして公開します。これにより、地元企業や住民がデータに基づいて、新たな価値やサービスを創出することができるようになり、地域社会において見逃されてきた課題の解決や、それに伴う経済の活性化だけでなく、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上といった行政内部の変革へとつなげることも期待されます。

推進に向けた具体的取組として、まずは国が推奨する自治体標準オープンデータセットの公開

を行うこととします。公開にあたっては庁内におけるデータ整理・連携と並行して準備を進め、ファイル形式などの国が指定する要件を満たすものとします。また、公開されたデータについて、利活用を促進するための周知や、オープンデータの利用事例などを紹介しつつ、データの利活用方法に関する認知度を高め、オープンデータが利活用されるような仕組みを整えます。さらに、追加可能なオープンデータの検討や公開を行います。追加検討にあたっては、データの棚卸を行いつつ、ニーズの高いデータを選定し、公開に向けた準備を推し進めるものとします。

自治体標準オープンデータセット一覧とデータ公開状況（令和7年3月末時点）

番号	データ項目	データ公開状況
1	公共施設一覧	未
2	文化財一覧	未
3	指定緊急避難場所一覧	未
4	地域・年齢別人口	未
5	子育て施設一覧	未
6	オープンデータ一覧	未
7	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	未
8	AED 設置箇所一覧	未
9	介護サービス事業所一覧	未
10	医療機関一覧	未
11	観光施設一覧	未
12	イベント一覧	未
13	公衆トイレ一覧	未
14	消防水利施設一覧	未
15	食品等営業許可・届出一覧	未
16	学校給食献立情報	未
17	小中学校通学区域情報	未
18	ボーリング柱状図等	未
19	都市計画基礎調査情報	未
20	調達情報	未
21	標準的なバス情報フォーマット	未
22	支援制度（給付金）情報	未

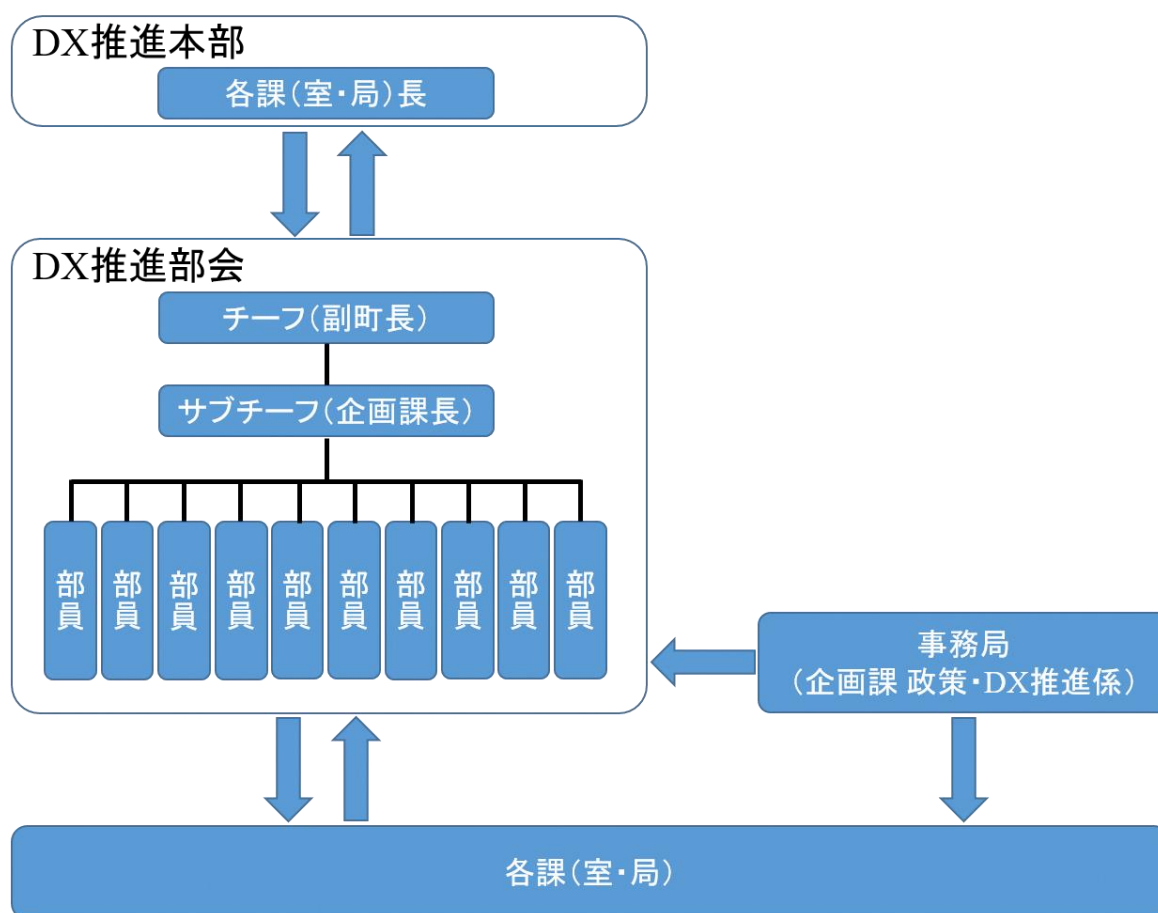
第6章 推進体制

6-1. 推進体制

本計画に掲げたDXの取り組みを進めていくため、DXの意思決定機関である「真室川町DX推進本部」と、本計画の実動組織である「真室川町DX推進部会」を設置し、全庁横断的に情報共有や事業検討を行いながら推進します。

6-2. 運用方法

真室川町DX推進部会において、進捗状況等を定量的な数値で管理し、社会経済状況の変化を表すデータとともに定期的に分析と評価を行います。この評価を基に、政策内容の見直しと、より良い政策立案を行っていきます。



用語集

用語	解説
AI（エーアイ）	Artificial Intelligence（アーティフィシャル・インテリジェンス）の略で、一般的に「人工知能」と和訳される。人間等の知的活動をコンピュータにより再現する技術のこと。
D X（デジタル・トランスフォーメーション）	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。行政においてもデジタルを活用した課題解決や業務体系の変革が求められている。
e-Tax（イータックス）	国税電子申告・納税システムの呼称で、国税における手続きをインターネットを経由し電子的に行うシステムのこと。
eLTAX（エルタックス）	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを経由し電子的に行うシステムのこと。
IoT	身の回りのあらゆるモノがインターネットに接続され、相互に情報を交換するシステムのこと。
IT	情報技術全般を指し、デジタル化することやデジタル機器の総称のこと。
PDCA	Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮設・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようとする概念のこと。
RPA（アールピーエー）	Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、ソフトウェアのロボットを使って、人間がコンピュータで行っている定型作業を自動化する技術のこと。
SDGs	貧困や不平等、環境破壊など様々な問題を解決し、「地球を笑顔にすること」を目指す、世界共通の目標で、17の目標と169のターゲットから構成させるもの。
Well-being（ウェルビーイング）	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。
アナログ規制	人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示などといったアナログ的な手法を前提としているルール（規制）のこと。

イノベーション	従来とは違った仕組みや技術を組み合わせることで今までにない革新的な価値を生み出し、社会に大きな変化をもたらす取り組みや商品、サービスのこと。
オープンデータ	経済の活性化やビジネスでの利用などを目的として公開されている、さまざまなデータのこと。
ガバメントクラウド	国の情報システムを、共通の基盤・機能を提供するクラウドサービスで運用する環境のこと。全国の自治体についても、この環境を活用することができるよう検討が進められている。
基幹系システム	企業や組織において、業務の中核を担うシステムのこと。主に経営や業務の基本的な機能を支える役割を果たす。
キャッシュレス決済	現金を使わずに電子的な方法で支払いを行う決済方法のこと。クレジットカード、デビットカード、スマートフォン、電子マネーなどを利用して行われる。
サテライトオフィス	企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのこと。
システムの標準化・共通化	標準化対象事務である基幹系 20 業務のシステムを、国が示す標準仕様に準拠させること。
デジタルデバイド	情報技術（IT）やインターネットの利用における格差のこと。一部の人や地域がスマートフォンなどを使ってアクセスできる一方で、他の人や地域はそれができない状況を指す。
テレワーク	リモートワークとも呼ばれ、オフィス外での業務や仕事を行うことを指す。インターネットなどを利用して遠隔地から業務を行う。
ネットワーク	複数のコンピュータや機器が相互に接続されている状態のこと。
ぴったりサービス	マイナポータルでのサービスの一つで、各市町村の子育てや介護をはじめとする各種行政サービスの検索及びオンラインでの申請や届出ができる。
付加価値額	企業等の生産活動によって生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出される。
フロントヤード	自治体と市民の接点となる庁舎窓口や公共施設などを指し、例として、行政手続きや行政からの通知などがある。
ペーパーレス化	書類を電子化し、紙を使わずに伝達、保管、管理をすることで、業務効率化や運営コスト削減を図る取り組みのこと。

マイナポータル	政府が運営するオンラインサービスで、行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政からのお知らせを受取ることができたりする自分専用サイトのこと。
メタバース	インターネット上に作られた仮想空間のことで、現実世界とは異なるデジタル空間を指す。利用者は自分の代わりとなるアバターを操作し、他者と交流することができる。
ロボティクス	ロボットの制御や設計、製作に関する研究を行う学問分野のこと。

真室川町 D X 推進計画

令和 7 年 4 月

真室川町